

平成 21 年度第 5 回
千葉市介護保険運営協議会あんしんケアセンター等運営部会議事録

- 1 日 時 平成 22 年 3 月 24 日(水) 午後 7 時～午後 9 時
- 2 場 所 千葉市中央コミュニティセンター 8 階会議室 千鳥・海鷗
- 3 出席者 (委 員) 畔上加代子、飯田禮子、久保田洋子、佐藤真生子、田中宏平、
豊田弘行、西尾孝司、広岡成子、藤澤里子、松崎泰子
(委員 13 名 10 名出席)
(事務局) 高齢福祉課長、高齢施設課長、介護保険課長、ほか 10 名

4 議 題

- (1) あんしんケアセンターの運営状況について
- (2) あんしんケアセンターの公正・中立性の報告について
- (3) 平成 22 年度あんしんケアセンターの人員体制について
- (4) 地域密着型サービス事業者の指定の報告について
- (5) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について
- (6) 平成 21 年度公募による地域密着型サービス事業者の指定について
- (7) 平成 22 年度事業者募集について
- (8) その他
 - ・あんしんケアセンター等運営部会の今後の位置付け等について

5 議事の概要

議事に先立ち、会議は一部非公開であることを確認した。

- (1) あんしんケアセンターの運営状況について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (2) あんしんケアセンターの公正・中立性の報告について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (3) 平成 22 年度あんしんケアセンターの人員体制について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (4) 地域密着型サービス事業者の指定の報告について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (5) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (6) 平成 21 年度公募による地域密着型サービス事業者の指定について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (7) 平成 22 年度事業者募集について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (8) その他
 - ・あんしんケアセンター等運営部会の今後の位置付け等について
事務局より資料に基づき説明を行った。

6 会議経過

白井高齢福祉課長	<p>議事に先立ち、白井高齢福祉課長が挨拶を行った。</p> <p>高齢福祉課長の白井でございます。本来であれば、高齢障害部長が出席をし、ご挨拶を申し上げるべきことでありますが、本日所用がございますので、代わりに私が、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>千葉市は、3月の議会においていまだかつてない白熱した議論が繰り広げられまして、当局の予算案に対して、修正案や動議がでましたが、最終的には修正案に落ち着いたところでございます。今年は財政的にひっ迫している中で、今まではすべての方に手厚いサービスを行う施策を展開してまいりましたが、それを真にサービスが必要な方に対して、ピンポイントでサービスを提供する視点に立って、予算を組み立てていきました。その中で、高齢者の方々については、特に特別養護老人ホームなどの整備に約3億円増の補助、介護人材の確保対策に約2億2千万円の予算を確保しましたし、その他認知症対策として成年後見支援センターを千葉市社会福祉協議会の権利擁護センターを改修して4月にオープンすることや、認知症コールセンターを設置することなど、かなり充実することができた部分もあります。生きがい対策については、その中でも今回議会の争点でもありました敬老会の開催費用の助成を今までは70歳以上だったものを75歳以上に引き上げをし、補助額を830円から500円に下げる当局案でございましたが、議会の結果、650円まで引き上げる修正案で落ち着き、また、自治会の行政事務委託費も案から元に戻る形になったところでございます。その中で、市当局と市議会議員がそれぞれの考え方を、今まで以上に議場で交わされた中で、市として今までとは違う新しい良い形で予算が形成されたと思っております。これは、年度末の社会福祉審議会もございませし、年度が明けてからの会でも、報告したいと思えます。</p> <p>本日は、議事次第に従いまして、あんしんケアセンターの平成21年度の実績と来年度の人員体制などについて、また、地域密着型サービスの事業者指定などにつきましてご説明させていただきますが、委員の皆様方の今までと同じように忌憚のないご意見を賜りますことをお願いし、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。</p>
白井高齢福祉課長	<p>その後、議題(6)は非公開であることを確認し、その後、松崎部会長が議長となり議事を進行した。</p> <p>－ 議題(1) あんしんケアセンターの運営状況について －</p> <p>高齢福祉課よりご説明させていただきます。資料の1ページをお開けください。1「あんしんケアセンターの運営状況について」の(1)包括的支援事業、ア介護予防ケアマネジメント事業、いわゆる特定高齢者の状況に関してですが、例年と同様に、5月に民生委員の方々にご依頼をし、高齢者の実態調査を実施しました。その中の、健康度調査の結果を元に、介護予防のための生活機能評価受診票を対象者に配付しまして、生活機能評価の受診を勧</p>

めて、介護予防が必要な方の抽出を行ってきたところでございますが、今年の1月末までの受診結果をみますと、2,124人の生活機能評価の受診者があったところでございますが、その中で特定高齢者に決定された人は593人(27.9%)でございます。また、593人の特定高齢者に対して、介護予防ケアプランの作成者数は123人になっており、前年同時期の105人に比べて増加となっており、介護予防事業に参加した特定高齢者は実人数で、177人と前年同時期の148人に比べ増加しております。介護予防ケアプラン作成者数と同様に増加はしておりますが、本当に徐々に徐々に増えてはいますが、国が考えた、対象者を見つけて、瀬戸際の食い止め作戦のようなものはあまりうまくできていない状況であり、基本的に他都市でも同様の状況でございます。

次にイの総合相談についてですが、あんしんケアセンターは総合相談支援業務を3職種が中心に行っておりますが、その状況でございますが、本年の1月末までの相談者数は、延べで前年の6,522人から7,978人と前年同時期と比べ1,456人増えており、件数も前年の9,073件から10,874人と前年同時期と比べ1,801件増えております。地域において、あんしんケアセンターが徐々に浸透し定着してきたということや、高齢者が増えている状況であること、高齢者1人あたりの相談率が増加しているということもありまして、相談件数が増加している状況でございます。

相談の内容についてですが、依然として「介護保険制度・サービスに関すること」が最も多く、その中で主なものは「制度の概要・手続きに関すること」「サービスの内容に関すること」となっております。1ページの下の方の表を見ていただきますと、平成18,19,20年度は年間単位の件数であり、内訳の、虐待、成年後見、認知症などがこのような増え方をしている状況であります。本年度の平成22年1月末と参考の平成21年1月末を比べましても、ご覧のように増えている状況でございます。2ページをご覧くださいますと、上の表では、介護保険制度に関する相談が多い状況であり、その相談の中身については下の表の円グラフになります。先ほど申し上げたように、「制度の概要・手続きに関すること」が51.2%で671件、サービスの内容については左下の(例)のとおり、「どんなサービスがあるか」「デイサービスについて教えてほしい」「住宅改修のサービスが使えるか」などの内容の相談が多い状況でございます。その他には「サービス事業者に対する不満・苦情」、「制度に対する不満・苦情」があり、「保険料」に関して何件か相談が寄せられている状況でございます。

次に3ページになりますが、(イ)出張相談でございますが、こちらも平成18年度にあんしんケアセンターを設置して、交通の便が悪いなどの声を受け、月2回の出張相談を実施しております。実施場所としましては、区役所・公民館からいきいきプラザ・公民館へと変更をしておりますが、人数的には115人から20年度の193人、今年の1月末では144人と思っただけは伸びていない状況でございます。従来は各センターが2か所の場所で行っていましたが、総合相談件数の伸びに比べあまり出張相談件数が伸びていない状況でございますので、来年度は実施体制の見直しを行い、1つのセンターが4

	<p>か所別々な場所を実施するなど、従来と違った方策を取る予定でございます。また、訪問など違った形で相談を行うことで力を入れる方針でございます。</p> <p>次に（３）の要支援１・２の方のケアプラン作成である指定介護予防支援事業の状況についてですが、介護保険の要支援１・２の認定者が増加している状況で、介護予防ケアプランの作成数も増加しております。市では、介護予防ケアプラン作成の専従職員を雇用する際に補助をしたり、居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に「介護予防ケアマネジメント従事者研修」を行って、あんしんケアセンター以外で介護予防ケアプランを作成する委託先の確保に努めております。どんどんあんしんケアセンターが作成する構成率が増えてきている状況になっており、居宅介護支援事業者に協力をお願いをしておりますけれども、やはり、介護予防ケアプランの作成数の上限がケアマネ一人あたり８件であることや、作成の報酬額の影響により、委託件数の増加が進まない状況でございます。</p> <p>（３）のあんしんケアセンターと市の連絡会議等の開催状況についてですが、別紙のあんしんケアセンター等運営部会参考資料の５ページの資料２の表のとおり状況でございますが、平成２１年度は、４回ほどこのような内容で定期的に会議を実施し、市とあんしんケアセンターとの連携を図っているという状況でございます。議題１については以上でございます。</p>
松崎部会長	<p>あんしんケアセンターの運営状況について説明いただきました。何かご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
田中委員	<p>去年も出たところですが、特定高齢者について色々行われているが、高齢者にあまり知られていないですね。去年もPRを行うとのことでしたが、私の知り合いは知らないです。高齢者実態調査の健康度調査の結果を行っていることも知らないし、効果も出ていない。ということは、基本的に徹底されていないのではないか。</p>
松崎部会長	<p>徹底されていないというのは、この特定高齢者、さきほどのあの実績の数字が出されております様に、これだけの数の高齢者がいるけれども、プランの方まで繋がっていない。</p>
田中委員	<p>そういうことではなくて、その前の制度そのものです。チェックリストがあるとか、民生委員が行くとかの事実です。</p>
松崎部会長	<p>それは、今日民生委員さんがいらっしゃいますので、どういう風に地域の中で民生委員さんが調べているか、ちょっと説明願います。</p>
飯田委員	<p>６０歳以上の高齢者名簿をいただきまして、名簿に従って６５歳以上の全家庭に健康度調査を行っています。ですから、６５歳以上の高齢者はほとんど知っていると思います。介護保険に関しても、書類を挟むクリアファイルに介</p>

	<p>護保険について書かれているものをお配りしていますし、特定高齢者らしい人には、「近くのお医者さんにいきなさい」ということを一人一人に説明しながら配っています。ですから、病院に行く方は結構いますけれども、先ほど報告がありましたように、予防ケアプランまでいかないというのが実情です。それはなぜかという、皆自分は健康だと思っているということなのでしょう。ここの結果に表れています様に、2,124 人の方が一応受診をしているということは、私たちが回っている結果ではないかな、と思っております。老人会とかあるいはお年寄りが集まる場所に行きましても、こんなことがあるということを結構やっていますし、あんしんケアセンター自体が相当地域に降りてきて、例えば、いきいきプラザのお風呂で調子が悪そうだという方がいると、民生委員に電話がかかってきて、あんしんケアセンターにつながると、あんしんケアセンターの方は大体 1 日半くらいのうちに訪問してくれて、じゃあお医者さんに行きましょうというような形で、PR はしております。</p>
松崎部会長	<p>でも、利用者から見て実際はどういう制度か分からないということもありますよね。</p>
田中委員	<p>それもあつし、民生委員の名前も公表されていないし、誰が民生委員かわからない状況でありますよね。</p>
飯田委員	<p>以前は市政だよりで民生委員の名前と担当地域を公表していたが、民生委員の自宅に脅しに来るような人が結構いまして、載せなくなりました。その他、個人情報保護条例があることにより、民生委員であることも個人情報であるということで非公表となりましたが、担当地区の住民の方々には誰が担当の民生委員であるかはきちんとお伝えしています。</p>
松崎部会長	<p>周知徹底がされていない部分があるので、今度どのようにわかりやすくするかというのが一つの課題であるという風に受け止めていただきたいと思います。</p> <p>その他ご意見・ご質問はございますか。</p>
畔上委員	<p>ちょっと教えていただきたく思いますが、介護予防ケアプランの作成する件数は決められているのか。</p>
白井高齢福祉課長	<p>介護予防ケアプランの作成する件数は決められておりません。</p>
畔上委員	<p>決められていないとなると、「包括的支援事業への影響が懸念されるところである」とあるが、市民サイドから見ると、こういうところやってほしいと思うところから遠のいてしまうと思うが。</p>
白井高齢福祉	<p>今は、確かに、特定高齢者の把握・プランの作成、総合相談、地域包括ケ</p>

課長	<p>アといわゆる予防支援プラン作成などの4つを総合的に行っていますが、特に予防支援プラン作成が圧倒的に多いということで、人員を増やしたり、予防支援プラン専従職員を設けたりとか、そういう補助を行ってきて改善されてきた部分もありますが、それでも十分とは言えない状況であります。議題3にありますとおり、新年度では人員を増やすとありますが、そういう対応を図るといところでございます。</p>
松崎部会長	<p>率直的に「包括的支援事業に影響が懸念される」と書いてございますので、専従職員も配置しているけれども、なおかつ他の民間が受けてくれなければ結局全部地域包括の方に来るといということで、そこが悩みのところですけども。</p> <p>その他、ございますか。</p>
佐藤委員	<p>参考資料3ページのあんしんケアセンターの実績ですが、特定高齢者の把握についてなかなか伸びてこないという話だったが、決定数が区によって違いがあって、例えば、若葉区のある所は特定高齢者の決定数89で突出しているけれども、そのへんというのは何か仕掛けとして特定高齢者の把握に工夫されていて把握の数が高いのか、もしそこに何かヒントがあれば、こういう風な把握の方法がいいとかということなのか、それとも若葉区が単に特定高齢者が多いのか、ちょっと数値で気になったもので質問したいと思います。</p>
白井高齢福祉課長	<p>直接的な原因は、やはり対象者の偏在といえますか、そういうものがあって千葉市は六区ございますけれども、単純に高齢化率をみたら、若葉区が市内で一番高いです。平均でも23%行っていて、逆に緑区なんかは15%くらいで、市内でも8%くらいの開きがあるということで、それが原因だと思われま</p>
松崎部会長	<p>それでは次の議題に移ってよろしいでしょうか。議題2に移ります。</p>
白井高齢福祉課長	<p>－ 議題(2) あんしんケアセンターの公正・中立性の報告について －</p> <p>引き続き資料の5ページになります。あんしんケアセンターの公正・中立性の報告ということで、毎年1回あんしんケアセンターの公正・中立性の状況を調べて報告することがこの部会に位置づけられてございます。あんしんケアセンターは担当圏域内において、指定介護予防支援事業者として独占的な立場にあるため公正・中立性が求められています。本部会において決定した「あんしんケアセンターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価基準」に基づき、調査を実施しました。</p> <p>調査対象は、平成21年12月にあんしんケアセンターが作成した介護予防プランのうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護あるいは通所リハビリを利用した2,653件です。調査方法は、特定の事業者にサービス利用が集中していないかどうかを、介護予防訪問介護と介護予防通所介護あるいは通所</p>

リハビリにおける個々のサービス事業者の割合（占有率）について、あんしんケアセンターごとに、時点評価と期間評価を行って、結果を出すというものでございます。

調査方法に関して、初めての委員さんもいますので、参考資料で説明します。8ページになります。

3 評価方法で時点評価ですが、各あんしんケアセンターが特定月に作成した介護予防プランのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護・通所リハビリに関して、最も利用の多い特定の事業者への集中状況を評価するものでございまして、8ページ下方の①介護予防訪問介護を見ていただきますと、大きな分数になっておりますが、分子の「特定月に作成され、A社の介護予防訪問介護が位置づけられた介護予防ケアプランの件数」が全体の中でどのくらいの割合を占めているかということで、この部会では50%以上であれば問題ありと、50%を超えていなければ問題なしと、評価基準が設けられている。②介護予防通所介護でも同じ基準である期間評価については、9ページでございます。特定事業者の全体に占める割合が50%を超えていなくても、30%を超えている場合には、前年の同月と比べて、30ポイント以上上昇している場合は、占有率が伸びているということで、警告だということで、2つの見方でこのように判定しています。そして、その結果ですが、参考資料の7ページあんしんケアセンターの公正・中立性の調査結果[資料3]です。あんしんケアセンターAからLの12か所でございます。介護予防訪問介護と介護予防通所介護・通所リハビリになっていますが、たとえば、あんしんケアセンターAの平成21年12月を見ますと、11.6というのがAのあんしんケアセンターで見た場合、11.6というのが一番多い割合です。点線の下の方のグレーの部分は、Aというあんしんケアセンターが関連する法人がどれくらいもっているかということです。例えば、Aというあんしんケアセンターは自分の関連する法人では一切訪問介護はやっていない、だけれど、一番多く使っている事業所は11.6%ありますよ、と。で、Bを見ていただきますと、15.3と9.3と出ておりますけど、15.3というのは、どこか一番使っているところの集合体が15.3だけど、Bの関連法人では9.3%しか使っていないと。これがイコールの部分については、自分の関連法人が最大である、という見方ができます。

資料の5ページの(3)の①の介護予防訪問介護ですが、最も利用の多い事業者の割合は、30.2%ということで、50%を超える事業者は存在しない。また、介護予防通所介護・通所リハビリにおいても、最も利用の多い事業者の割合は、34.8%で50%を超えていない。そして、もう一点、②の期間評価については、30ポイントを超えるところが2つほどあったが、前年度同月と比べてどれだけポイント数が増えているか、というと、ここも基準の30ポイントを超えるような伸び方はしていない、ということで、結果的には、今年度、公正・中立性は確保されていると判定しています。参考資料7ページをみていただくと、どこの部分が多いか、例えばGの介護予防通所介護・通所リハビリは34.8と、Jの介護予防訪問介護が30.2ということで、この2つが30%を上回ったが、圏域内のサービスを優先的に使うということがございまし

<p>松崎部会長</p>	<p>て、圏域内に介護予防訪問介護の事業者が多く存在するか、しないかによる偏在振りがどうしてもでてきてしまう、傾向にあるわけです。</p> <p>ただ今、公正・中立性の判定評価基準として、時点評価・期間評価を行うということですが、結論でいえば、同一圏域内にサービス事業者が少ない場合には、そこに集中していくということにどうしてもなっていくわけですが、ポイントで行けば、期間判定基準を超える事業者はないという結論の報告でした。どのように、公正であり中立であるとみるのか、自分のところの法人のサービスだけを使うのかというのがありますが、あんしんケアセンターが生活圏域の中で公正・中立であって、誰もが公正・中立の立場で相談に乗ってくれるところだろう、と思って行くわけですから、そういうことを確保していくようにしなければならない。</p> <p>それでは、引き続きまして議題の3の平成22年度あんしんケアセンターの人員体制についてご報告願います。</p>
<p>白井高齢福祉課長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議題(3) あんしんケアセンターの人員体制について －</p> <p>資料7ページ、平成22年度あんしんケアセンターの人員体制についての表ですが、縦がセンター名、横が18年度19年度・・・となっております。平成21年度の包括3職種と事務員、予防支援専従の各センターの数字がありますが、先ほどもでていましたように、予防支援プラン作成数の増加で訪問とか総合相談とか地域包括ケアに手が回りにくくなってきているという状況を打開するために、20年度より3職種3人ではなく、相談件数や高齢者人口に配慮一定規模以上のセンターには一人ずつ加算をしました。そして、今年度までは、6つのセンターの3職種が4人という状況で、残りの6つが3人となっております。ここを過去の相談件数や高齢者人口の伸びを推計して22年度はもっと増えてくるだろうということで、再度人員の必要性を調べまして、予算審議をしたうえで、増員体制が確立できたわけでございます。22年度(計画)というところを見ていただきますと、包括3職種で去年は4人だったところが5人という風に、全体で9か所新たに1人ずつ増えます。また、サービスの偏在化であるとか、どうしても場所が悪いとか、高齢者人口が少ないことの理由で当初のまま3人というところがまだ3か所ほど残ります。また、包括3職種の体制強化と併せて予防支援専従の人員も従来の25人分の予算を22年度は28人と3人分を増やしています。あんしんケアセンターの数は増やしませんけれども、人員体制の強化ということで、今できる予算の中で対応をしたと考えております。</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>平成21年度と比較しまして平成22年度は人員体制を手厚くしていく、ということで、包括3職種が9人の増、予防支援専従が3人の増というようなことで、来年度予算を組めたというご報告でございますが、質問はございますか。</p>
<p>畔上委員</p>	<p>財政の非常に大変な時に、人員を手厚くする方法というのは本当にベスト</p>

	<p>だと思うのですが、9時5時という相談時間の枠というのが、市民サービスになっているのかなと、あんしんケアセンターの相談が、役所の9時5時体制でいいのかな、ということを感じます。例えば、ちょっと過ぎると全然電話にでないことが多いですね。かなりの財政をここに使っている訳ですから、もうちょっと市民サイドに立ったローテーションを組むとか工夫はないのかな、と。私は何回か行かせていただいておりますが、とっても入りづらいです。そのセンターの入口に入って、それから居宅と別部門に分かれていて、相談に行くと立ったまま待たされる。そこに相談に行くというのは本当に難しいな、と思っている。相談しやすい体制にしていく方向のベストだと思う。</p>
<p>白井高齢福祉課長</p>	<p>委員さんご指摘のとおり、市の保健福祉センターと区役所も日曜開庁を毎月第2日曜日に実施していますので、今後、市民サービスの向上という点でそういったことを図っていくべきかと思っていますので、検討や調整を行い、一気にいかないまでも、可能な方向を模索していきたいと思えます。</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>ただ今の畔上委員の発言の中で、人員をただ漫然と増やしていくのではなくて、市民サイドから見て利用しやすいような体制になるように、工夫されなければならないですね。また、相談内容について、介護保険制度のことだけを聞きたいということがありましたが、もっとその奥には利用しなければいけない、利用したいのだけどうしよう、というニーズがあるからそこに行くわけで、漠然と介護保険の知識を得るために行くわけではないわけですよ。そういう意味で、なにか工夫がされていくよう検討していただきたいと思えます。</p>
<p>白井高齢福祉課長</p>	<p>人員を増やしている部分は、従来とは違って、待ちだけではなく、情報が入ってきたときに、訪問して相談を聞いたりするためにも人が増えているというのもございまして、それと併せて、先ほど出ているように、9時5時というのも、なんらかの対応ができないか、前向きに検討していきたいと思えます。</p>
<p>飯田委員</p>	<p>今の話ですけども、先ほどもお話がございましたように、出張相談、訪問という形をやっていただければいいかな、と思えます。というのは、私どものところ、結構一人暮らしの高齢者がいまして、家の中に閉じこもって外に出なくて、苦しくなってしまいうということや、あるいは、いきいきプラザに来たお年寄りが心配という情報が民生委員の方にどんどん入ってきますので、一番安心して頼めるのはあんしんケアセンターなのです。今、本当に出張相談、あるいは訪問をしているあんしんケアセンターがあるということだけ、申し添えておきます。</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>それでは、いろいろご意見があると思えますけれども、次に進ませていただきます。次に、議題の4地域密着型サービス事業者の指定についてご報告願います。</p>

<p>高齢施設課 大町係長</p>	<p align="center">－議題（４）（５）地域密着型サービス事業者の指定・指定更新の報告－</p> <p>前回、この部会で指定予定事業者について、委員の皆様にご意見をいただ いて、その場では整理ができなかったものがありました。</p> <p>花見川区幕張本郷に開所予定であった小規模多機能型居宅介護事業所の 「サポステ幕張本郷」について、防火安全対策に不安があるという委員の皆 様のご意見に対して、事業者から防火安全対策のヒアリング、意識調査を行 い、事業所の防火安全に対する方策が図られたと判断し、それらの方策をま とめたものを委員の皆様にも送付したところです。</p> <p>事業所運営に支障がないと判断し、サポステ幕張本郷は、２月１日付で指 定を行いました。本日の議題に先立ち、ご報告申し上げます。</p>
<p>鳩川高齢施設 課長</p>	<p>高齢施設課です。議題４の地域密着サービス事業者の指定と議題５の地域 密着サービス事業者の指定更新の報告について一括説明させていただきます 。</p> <p>資料の９ページをお願いします。</p> <p>前回報告後、平成２２年２月１日から３月１日までに指定した地域密着型 サービス事業者について、平成２０年度公募により選定した事業者の指定と いうことで、認知症高齢者のグループホームで、公募により選定された事業 者について、指定の審査を行い下記の通り指定したところです。</p> <p>事業所については、名称「たのしい家千葉中央」、所在地が中央区院内、 定員１ユニット９名、整備自体は２ユニットの１８名ですが、２ユニット目 については今のところ、未定となっております。</p> <p>指定サービスの種類は、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応 型共同生活介護となっております。</p> <p>指定年月日が２月１日。事業者は、株式会社ケア２１、所在は大阪市北区 になります。そのほかに行っている事業は、訪問介護事業です。</p> <p>次に、事業の譲渡による事業者の指定です。</p> <p>株式会社ゼクスコミュニティが経営していた「ボンセジュールペリエ宮野 木」を医療法人愛優会に事業譲渡したことにより、事業者と設置者変更とな り、下記のとおり指定をしたところです。</p> <p>事業所の名称は、「グループホーム宮野木」、所在は稲毛区宮野木、定員は、 ２ユニット１８名、指定サービスの種類は、認知症対応型共同生活介護、介護 予防認知症対応型共同生活介護となっております。</p> <p>指定は、２月１日に指定いたしました。</p> <p>事業者は、そのほかの事業として、居宅介護支援事業を行っています。</p> <p>次に１１ページの、指定更新の報告です。</p> <p>平成１８年４月改正介護保険法により事業者の指定の更新が６年とされて います。</p> <p>まず、市内の事業所ですが、認知症対応型共同生活介護施設である「暮ら しの里」で、所在は、緑区大膳野町、定員２ユニット１８人、指定更新年月</p>

<p>松崎部会長</p>	<p>日は3月1日、事業者については、記載のとおりとなっています。</p> <p>市外の事業所としては、認知症対応型生活介護施設として、名称は「グループホーム清流」、所在は市原市勝間、定員2ユニット18名、指定更新年月日は2月1日、事業者については、名称が社会福祉法人清流会、事業所の所在地は同様となっています。</p> <p>現在、美浜区の83歳の女性が平成16年2月から利用しています。</p> <p>なお、指定の更新にあたっては、市内の事業所については、現地検査を行い、国の基準に引き続き適合しているか確認を行っております。</p> <p>また、市外の事業所については、事業所所在市町村の更新を確認のうえ、指定更新をするようにしております。</p> <p>地域密着型サービスについて、指定の報告について事務局から説明がございました。</p> <p>この件に対して、質問はありますか。</p>
<p>西尾委員</p>	<p>事業譲渡による事業者の主体が変わって、現在の利用者に対し負担などの不利益はないか。仮定の話だが、利用料などが大幅に変わるなどということはどうなのか。どのように確認しているのか。</p>
<p>鳩川高齢施設課長</p>	<p>事業譲渡といえども新たな指定として取り扱っているので、利用料なども確認のうえ指定を行っています。</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>続いて、地域密着型サービスについて、指定更新の報告について、質問はありますか。</p> <p>無いようですので、次の議題の説明をお願いします。</p> <p>一議題（6）平成21年度の公募による地域密着型サービス事業者の指定の報告</p> <p>・・・非公開のため、発言委員名も非公表・・・。</p>
<p>鳩川高齢施設課長</p>	<p>一議題（7）平成22年度の地域密着型サービス事業者の指定</p> <p>29ページをお願いします。</p> <p>実用利用定員総数の範囲内で指定します。</p> <p>まず、認知症高齢者グループホーム日常生活圏域保護とのバランスを考慮して指定を実施します。国の交付金を活用した整備費助成を検討しており、各区2圏域の12圏域に分け対象を5区域にし、第1、第4、第6、第11、第12を対象に設定します。</p> <p>定員は180人分、事業所数にすると10事業所で、募集方式は公募とします。</p> <p>さらに、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所との併設を条件とした公募を実施します。</p>

<p>原澤介護保険課長</p>	<p>国の交付金を活用して整備費用を助成し、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所との併設を条件とした公募を実施。特定施設は有料老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅とします。</p> <p>30ページをお願いします。</p> <p>サービスの利用見込み量のみを定め、整備量の制限を設けないこととします。</p> <p>小規模多機能型居宅介護に認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護については事業者数に制限を設けずに、年3回の募集期間を設定し、国の指定基準を充足していれば当部会の意見を聞いたうえで指定をします。</p> <p>スケジュールについては記載のとおりでございます。</p> <p>参考資料の15ページをお願いします。</p> <p>第4期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業、認知症高齢者グループホームについては、区ごとの圏域で確保していきます。</p> <p>認知症高齢者グループホームは、現在第4期介護保険事業計画の中にありますが、圏域ごとのバランスを考慮しながら、整備を進めていきます。</p> <p>中央区は第1圏域で、整備が必要な数は115人、花見川は第4圏域で数は60人とするなど、定員180・10事業所と大変多くなっていますが、圏域のバランスを見ながら次年度の整備を進めていきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>一議題(8) あんしんケアセンター等運営部会の今後の位置付け等について 資料は31ページです。</p> <p>まず趣旨でございますが、千葉市では市の施策の審議する附属機関等の見直しを行っております。その中で要綱により設置している協議会等については、平成22年度から廃止又は既存の条例設置の審議会等へと統合するなどの事務的整理が行われました。この考えに基づきまして、あんしんケアセンター等運営部会の上部組織である介護保険運営協議会は、現在要綱設置でありますので、3月末日をもって廃止されることとなりました。介護保険運営協議会に代わるものとしまして、平成22年度から千葉市社会福祉審議会の下部組織として、老人福祉専門分科会を改組いたしまして、新たに高齢者福祉・介護保険専門分科会を設置いたしました。あんしんケアセンター等運営部会は、この高齢者福祉・介護保険専門分科会の部会の位置づけとなりまして、介護保険運営協議会およびあんしんケアセンター等運営部会の委員の皆様方は、社会福祉審議会委員にご就任いただきまして、引き続き高齢者福祉・介護保険専門分科会及びあんしんケアセンター等運営協議会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>次に審議事項でございますが、高齢者福祉・介護保険専門分科会は、従来老人福祉専門分科会が行っていました高齢者保健福祉推進計画および介護保険事業計画の策定などに加えまして、介護保険運営協議会が行っていました、介護保険事業の運営に関することについてもご議論いただきます。またあんしんケアセンター等運営部会につきましてはこれまでどおりでございます。</p>
-----------------	---

<p>松崎部会長</p>	<p>今後のスケジュールですが3月末日をもちましてあんしんケアセンター等運営部会の委員の皆様を、全員解嘱させていただきます。次に4月1日付で、既に社会福祉審議会委員にご就任されています松崎部会長、飯田副部会長、入江委員、藤本委員、豊田委員を除きました、畔上委員、高野委員、西尾委員、広岡委員、及び藤澤委員を社会福祉審議会委員に委嘱いたします。また公募委員でございます佐藤委員、田中委員ならびに薬剤師会代表の久保田委員につきましては臨時委員としてご就任いただくこととなります。任期は現社会福祉審議会委員と同様で、平成22年6月7日まででございます。それから6月8日以降につきましては、3年の任期が満了いたしますので一斉改選となります。説明は以上でございます。</p> <p>この改正の趣旨はおわかりになりましたでしょうか。少々補足説明をしてください。</p>
<p>原澤介護保険課長</p>	<p>「附属機関」というのは地方自治法に定めております。法律に基づく附属機関もしくは条例設置の附属機関、これを附属機関と言います。局長や部長の決裁で設置する、要綱で設置している機関は厳密な意味では附属機関とは言えないということでございます。社会福祉審議会の中の下部組織として高齢者福祉・介護保険専門分科会があり、その部会としてあんしんケアセンター等運営部会が位置づけられるということです。</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>はい、以上でよろしいでしょうか。</p>
<p>鳩川高齢施設課長</p>	<p>その他ということで情報ですが、札幌市のグループホームで7人の方が亡くなっております。そこで市の対応ですが、現在グループホームは市内83事業所ありますが、消防局が全て調査に入るということで、既に調査を始めておりますことをご報告させていただきます。</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>安心しました。第4回の時に、委員の皆様の厳しいご意見があった後でございます。やはりこういう事故があるのだなと思っていました。市全体として取り組んでいただいているということで、よろしく願います。</p> <p>－ 次回予定(平成22年5月)を確認して閉会 －</p>